

第4部 初動応急計画

その2 【風水害編】

江戸川区の水害の歴史

1 水害の歴史（洪水）

過去の歴史を振り返ると、江戸川区は非常に多くの水害が発生しており、江戸時代から記録に残る水害は約 250 回もあげられる。

明治 43 年に発生した東京大洪水では、至るところの堤防が決壊し、東京低地一帯が水没した。浸水家屋 27 万戸、被災者は 150 万人に達し、甚大な被害が発生した。これを契機に現在の荒川である「荒川放水路」が区の西側に開削され、工事は困難を極めながらも大正 13 年通水、その後しゅんせつや水門工事の完成により、昭和 5 年に約 20 年にわたる事業が完了した。

また、区の東側には同時期に開削された江戸川放水路（現在の江戸川）が、区の中央には昭和 38 年に完成した中川放水路（現在の新中川）が流れている。

荒川放水路が完成した後も江戸川区は災害に幾度も襲われ、昭和 22 年のカスリーン台風では記録的な集中豪雨のため、利根川決壊による大洪水の被害を受け、床上浸水家屋は約 2 万戸にも達した。

2 水害の歴史（高潮）

昭和 24 年のキティ台風では高潮による被害を受け、この高潮対策としてキティ台風級の高潮（A.P. + 3.15m）に対処する第一次高潮対策事業、大正 6 年の高潮（A.P. + 4.21m）に対処する第二次高潮対策事業が計画された。

その後、急速な都市化が進む中、地盤沈下が進行し、堤防の嵩上げを繰り返しせざるを得なくなり、現在の伊勢湾台風級の高潮（A.P. + 5.1m）に対処する東京高潮対策事業の完成には昭和 45 年までの長い歳月を要した。



昭和 22 年 9 月 カスリーン台風
菅原橋付近

カスリーン台風（洪水被害）



昭和 24 年 8 月 31 日 キティ台風
平井駅南口付近

キティ台風（高潮被害）

江戸川区における過去の水害

年月	風水害名(浸水原因)	浸水戸数	被災者数	東京都浸水戸数
M43.8	長雨(利根川決壊)	3,654戸	13,500人	死者45人 178,057戸
T6.10	台風(高潮)	決壊 3,425棟	死者240人	死者509人 180,338戸
S13.9	台風(高潮)	23,000戸	1,000人以上	死者7人 108,570戸
S22.9	カスリーン台風(利根川決壊)	30,506戸	132,991人 死者1人	125,208戸 死者6人
S24.8	キティ台風(高潮)	12,545戸	62,324人	死者18人 137,878戸
S33.7	台風第11号(内水氾濫)	6,599戸	28,312人	死者3人 36,429戸
S33.9	狩野川台風(内水氾濫)	41,783世帯	185,046人	死者36人 464,030戸
S36.10	台風第24号(内水氾濫)	23,844世帯	94,496人	死者1人 94,797戸
S41.6	台風第4号(内水氾濫)	4,064世帯	10,200人	死者2人 102,895戸
S46.8-9	台風第23,25号(内水氾濫)	1,973世帯	345人	死者2人 10,467戸
S56.10	台風第24号(内水氾濫)	10,289世帯	31,383人	42,021棟

(江戸川区史、東京市史等より)

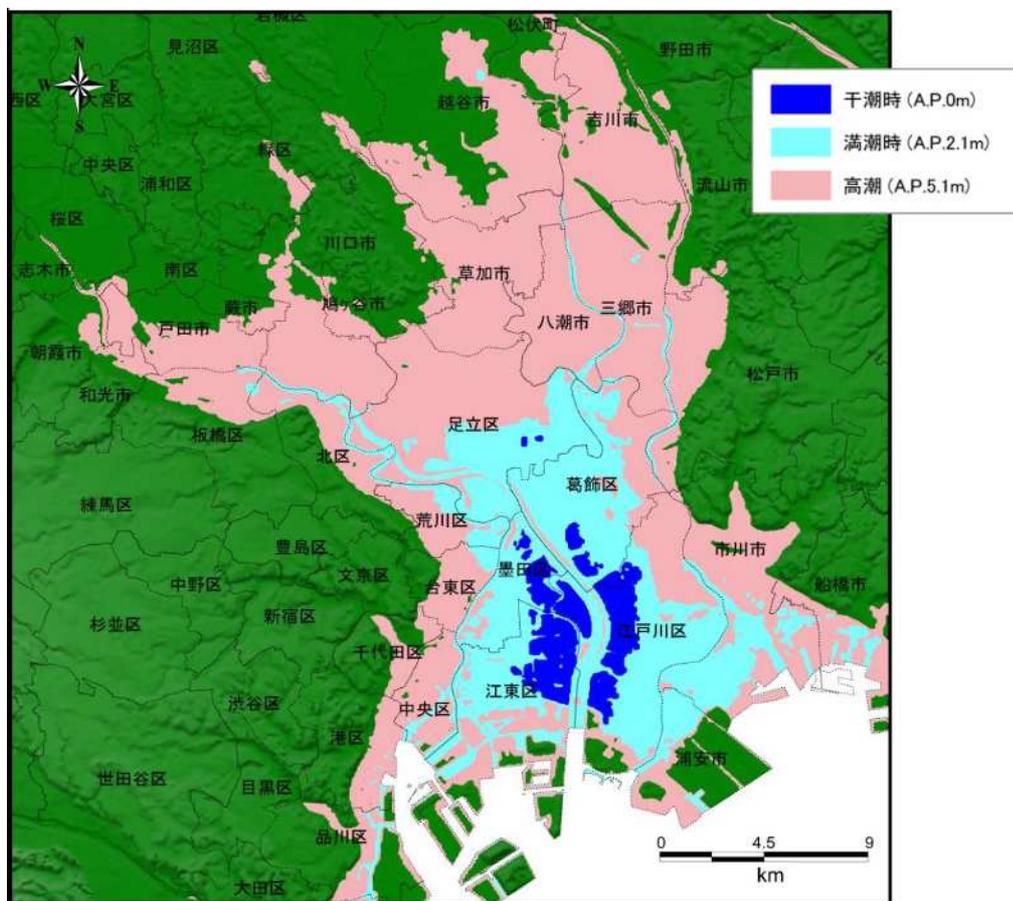
外水氾濫（洪水、高潮、地震）、内水氾濫の脅威

度重なる水害に対して、江戸川区では、国や都による外郭堤防整備とともに、排水機場の整備や下水道の整備が進められた。

これらの整備により、近年では江戸川区内では大きな水害は発生していないが、それゆえ浸水経験が地域で語り継がれなくなり、防災意識の希薄さが課題となっている。

このように過去の水害に対する対策は行われてきたが、ゼロメートル都市・江戸川区においては、近年の地球温暖化の影響による異常気象や海面水位の上昇により、これまでの予測をはるかに超える洪水や高潮への対策が急務となっている。

また、液状化の発生が予測されている軟弱地盤であることから、大地震への備えも併せて必要である。地震により堤防が決壊した場合、満潮面以下のゼロメートル地帯では降雨とは無関係に大水害に至る可能性がある。



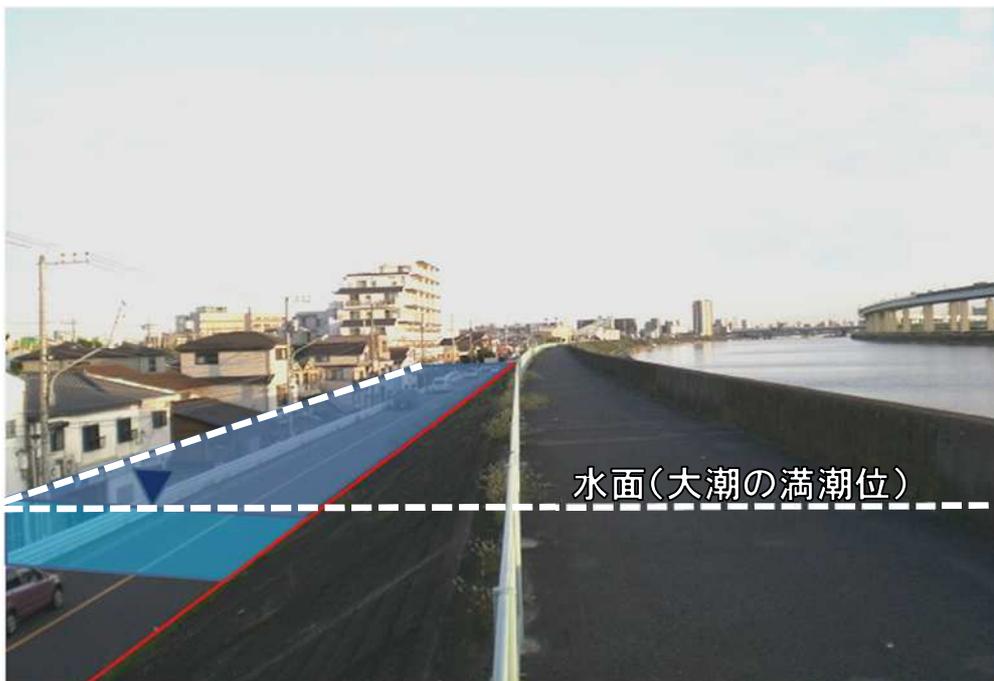
東京東部低地帯 地盤高

抜本的な治水対策の必要性

気候変動に伴う異常気象により、国内及び世界各地で記録的な水害が頻発している今日、ゼロメートル都市・江戸川区では、壊滅的な被害を回避するために、堤防強化（スーパー堤防）などの河川整備に取り組まなければならない。

更に、大規模水害時や複合災害時の排水は、下水道局のポンプ所や河川の排水機場に頼らなければならないが、運転条件に河川堤防の決壊は想定されていないため、操作部や自家発電などが浸水し運転できない状況となるおそれがある。

このように、水害に対してぜい弱なゼロメートル都市・江戸川区は、堤防により守られている実態をしっかりと認識した上で、抜本的な治水対策を講じていく必要がある。



中川左岸堤防の状況

現在の治水安全度を鑑みての地域防災計画

江戸川区は治水対策として、下水道の整備や堤防強化等の河川整備を国や都と連携して、着実に推進してきた。

しかし、ゼロメートル地帯は極めて特殊な地域であり、一旦浸水すればポンプによる排水に頼らざるを得ず、また、大規模水害時には浸水深が深く、浸水期間も長いという、水害に極めてぜい弱な地域である。抜本的な対策としてのスーパー堤防整備や公園等を活用した高台避難地の確保が必要であるが、その整備には長期間を要することは否めない。

また、治水対策はハード対策とソフト対策の両面で推進することが重要であり、ハード対策だけでは、防災・減災の限界がある。

このため、ゼロメートル都市・江戸川区の治水安全度を高めるために、災害時の情報伝達、水防、避難、救助、復旧・復興などのソフト対策が極めて重要となり、その基幹となる本計画書については、災害時に迅速かつ的確な対応ができるような整理を行った。

水害対応の考え方と取り組み

第1章 水害対応の考え方

第1節 外水氾濫

大雨によって河川水位が高くなると、越水や浸透等により、堤防が決壊することがある。このような原因で生じる氾濫のことを「外水氾濫」という。外水氾濫は、短時間で河川から大量の氾濫流が一気に流入するため、家屋の倒壊、住宅等での浸水被害による人的な被害を引き起こす。大量の水とともに流れ込む泥土は、排水後も街中に堆積し、復旧困難な状況になる。

これまでの治水事業では、比較的発生頻度の高い降雨等に対しては堤防等によって防御することを基本とされ、過去最大の洪水や高潮、地震に対応できるよう整備されてきた。しかし近年、地球温暖化の影響で、今までに経験したことがないような巨大台風や大雨などにより、洪水や高潮による大規模な水害が世界各地で発生している。

このような背景を踏まえた平成27年の水防法改正を受けて、これまで河川整備において基本となる降雨を前提としていた洪水浸水想定区域図（計画規模）が、想定し得る最大規模（以下、「想定最大規模」という。）の降雨を前提とした区域図に拡充して河川管理者から公表されるとともに、港湾管理者からは想定最大規模の高潮浸水想定区域図が公表された。

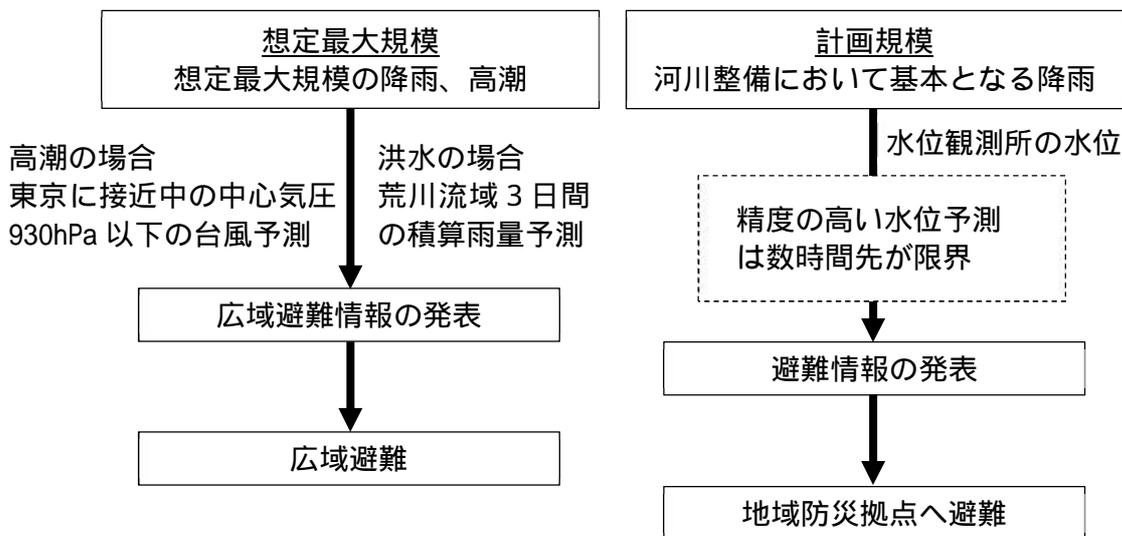
江戸川区は陸域の7割が満潮位以下のゼロメートル地帯であり、平時でも荒川や江戸川の水位は江戸川区の大半の地盤より高い状況にある。また、江戸川区は荒川や江戸川など大河川の最下流に位置しているため、上流域の埼玉や群馬、栃木に大雨が降ると、荒川や江戸川に多くの雨水が流れ込み江戸川区に集まることとなる。

新たに公表された想定最大規模の浸水想定区域図では、荒川や江戸川の氾濫や高潮が発生すると、江戸川区だけでなく江東5区（墨田区、江東区、足立区、葛飾区、江戸川区）は、約250万人が居住している地域が浸水する。浸水が深いと、排水ポンプや水門等の電気設備が水没して排水できなくなるため、長期間の浸水が想定される。広い範囲で水が引くまで2週間以上もかかるため、水道・電気・ガス・トイレなどが使えない生活に耐えなければならない。区内では、浸水継続時間が2週間以上となる区民は約40万人と推計されている。

このような事態が想定される中、特に重要なことは、大規模な水害を引き起こす台風や大雨などの正確な気象情報の把握と情報伝達である。また、250万人の避難には相当程度の時間を要することから、早期に自主的に避難できる情報を伝達する必要がある。現在、江東5区の中では、気象庁や河川事務所の協力を得て、氾濫発生の日前を目安に情報を発信できる見込みである。江戸川区における水害対応の考え方としては、浸水域（江東5区）を出て、標高が高い地域や浸水のおそれがない地域へ避難する「広域避難」を行う必要がある。

なお、江戸川区においては荒川や江戸川だけでなく、利根川、中川が氾濫したときにも浸水のおそれがある。雨の降り方や降る地域、溢れる水の量によっては、土地の起伏や中小河川の堤防等で止まるか、あるいは堤防を越えてさらに広がるなど浸水の範囲に違いが生じることも考えられる。しかし、どの河川が氾濫するか事前の予測は困難であるため、想定最大規模を前提とした避難を考えるものとする。

広域避難が必要となる巨大台風や大雨のおそれがある場合には、江東5区共同で段階的に広域避難を呼びかける情報を発表することにより、大規模水害による犠牲者ゼロを目指し「自主的に早めの広域避難」を推進する。



想定最大規模における広域避難には時間を要することから
氾濫発生の3日前を目安に広域避難情報を発表

第2節 内水氾濫

区内に降った雨は、通常は側溝などを通じて下水道に放出される。しかし、短時間で局地的に大量の雨をもたらす集中豪雨になると下水の処理能力が追いつかず、雨水が地域一帯に溢れることがある。このような原因で生じる氾濫のことを「内水氾濫」という。内水氾濫では堤防の決壊は考慮しない。

江戸川区では、都市化の進展により地表の多くが建物や道路舗装に覆われるなど、雨水が地中に浸透する割合が低くなり、短時間に大量の雨水が下水道に集まるようになっている。

そのため、地盤の低い地域における浸水がたびたび発生している。

更に近年では、下水道の整備水準（1時間当たり50mmの降雨）を上回る豪雨が頻発しているほか、地下利用の増加などにより、地下施設（地下駐車場、地下駐輪場）における浸水被害や地下室への浸水被害も発生している。

内水氾濫の場合には、浸水する区域であっても床下浸水にとどまる等、命を脅かす危険性がないと考えられる区域については、避難指示等の発令対象区域から外れる場合があること、避難行動としては屋内安全確保で十分である場合があることを、居住者・施設管理者等は認識しておくものとする。

ただし、事前の想定を超えて命の危険を及ぼすおそれがあると判明した場合や、居住者・施設管理者等自身が必要と判断する場合は、立退き避難を含め、その時点でとり得る命を守る避難行動をとるものとする。

第2章 水害対応の取り組み

1 江東5区大規模水害避難等対応方針

東京東部低地帯に位置する墨田区・江東区・足立区・葛飾区・江戸川区は、平成27年10月「江東5区大規模水害対策協議会」を発足させ、想定最大規模の水害に対する避難対策を江東5区が一体的かつ主体的に講じ、犠牲者ゼロの実現に向けた「江東5区大規模水害避難等対応方針」（平成28年8月24日策定）を取りまとめた。（詳細は資料編を参照）

2 江東5区大規模水害広域避難計画及び大規模水害ハザードマップ

大規模水害時における広域避難及び関連する課題の解決に向けた検討を加速させるために、平成28年8月「江東5区広域避難推進協議会」を設置し、江東5区が取り得る対策をまとめた江東5区共通の広域避難計画及び水害ハザードマップ（平成30年8月22日策定）を公表した。

本区として、これらを広く住民へ周知し理解を深めてもらうことで大規模水害による犠牲者ゼロの実現を目指すとともに、国・都の「首都圏における大規模水害広域避難検討会」（平成30年6月1日設置）に参画して、広域避難の具体化に向けた課題について江東5区共同で検討を進めていく。

3 洪水・高潮氾濫からの大規模・広域避難検討ワーキンググループ

近年、気候変動の影響等により大規模水害発生のおそれが高まっていることから、内閣府では、避難時の大混雑や多数の孤立者の発生が懸念される三大都市圏等における、洪水や高潮氾濫からの大規模かつ広域的な避難の在り方等を検討するため、中央防災会議の防災対策実行会議の下に「洪水・高潮氾濫からの大規模・広域避難検討ワーキンググループ」を設置し、議論を重ねた。

平成30年3月に報告書が公表され、避難対象者全体を考えた大規模・広域避難の全体像や広域避難計画を策定するための具体的な検討手順が示されるとともに、広域避難計画の実効性を確保するための検討すべき項目等が取りまとめられた。また、江東5区を中心とした東京東部低地帯を事例として具体的に検討した結果が併せて整理されている。

4 事前防災行動計画（タイムライン）

荒川下流河川事務所では、自治体（足立区・北区・板橋区）、鉄道事業者、ライフライン事業者等とともに、それぞれが行うべき行動を時間軸に沿って決めておくタイムラインの策定・改定に向けた検討を実施し、平成28年3月にタイムライン試行版の運用を開始。平成29年6月2日には江戸川区を含む16区市自治体に拡大した荒川下流タイムライン（拡大試行版）が荒川下流河川事務所のホームページにて公表された。

区では、今後、荒川下流タイムライン（拡大試行版）の振り返り・見直しを行うとともに、区民等と連携したタイムラインの拡大・検討を進める。（概要は資料編を参照）

5 江戸川区水害ハザードマップ

平成27年の水防法改正により、国、都道府県又は市町村は想定最大規模の降雨・高潮に対応した浸水想定を実施し、区市町村はこれに応じた避難方法等を住民等に適切に周知するために水害ハザードマップを作成することが必要となった。

また、平成27年9月関東・東北豪雨においては、氾濫域に多数の住民が取り残され救助されるなど、水害ハザードマップが作成・配布されていても住民は見えていなかったという実態や、一般的な水害ハザードマップに記載されている浸水深・避難場所等の情報だけでは住民等の避難行動に結びつかなかったという状況があった。

これらの背景を踏まえ、区では住民の避難行動に直結する利用者目線に立った水害ハザードマップの見直しを行った。

6 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難訓練の実施・報告

平成29年5月の水防法改正により浸水想定区域内にある要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し避難確保計画の作成や避難訓練の実施が義務化され、利用者の確実な避難確保を図ることとされた。

また、荒川、江戸川等の洪水浸水想定区域の見直しが行われ新たな洪水浸水想定区域図が公表され、高潮浸水想定区域図についても新たに公表された。さらに、令和3年5月の水防法改正により避難訓練結果の報告も義務化された。

これらにより、区では、迅速かつ円滑な避難の確保が必要な要配慮者利用施設として地域防災計画に定めている施設の見直しを行った。区では今後、改めて指定した施設について洪水予報等の伝達方法を定める。また、指定された施設においては避難確保計画の作成及び避難訓練の実施・報告が必要であることから、区は計画のひな形の提供、必要に応じて説明会の開催や要配慮者利用施設の管理者等に対して助言・勧告することにより支援を行う。

7 わが家の広域避難計画

大規模水害に備え、区民一人ひとりが取るべき行動をあらかじめ時系列でまとめておく「わが家の広域避難計画」を家族で作成することで、避難を我が事と捉え、広域避難の大切さを理解し、行動に結び付けられるように作成を促進していく。

また、防災教育の一つとして小学生を対象に、今までに経験したことがないような大規模な水害が発生したらどうなるか、そのとき自分はどうすればよいのか、授業で学ぶとともに各家庭において「わが家の広域避難計画」を作成し、「自らの命は自らが守る」意識を子供の

第4部 初動応急計画【風水害編】

頃から醸成していく。

8 浸水・排水シミュレーション

想定最大規模の高潮により、浸水が想定される江戸川区管内の各拠点施設において、高潮浸水・排水シミュレーションによる1時間ごとの浸水・排水状況を把握するとともに、今後の避難対策において検討が必要な項目を整理することを目的として令和4年度に実施した。

情報収集・伝達

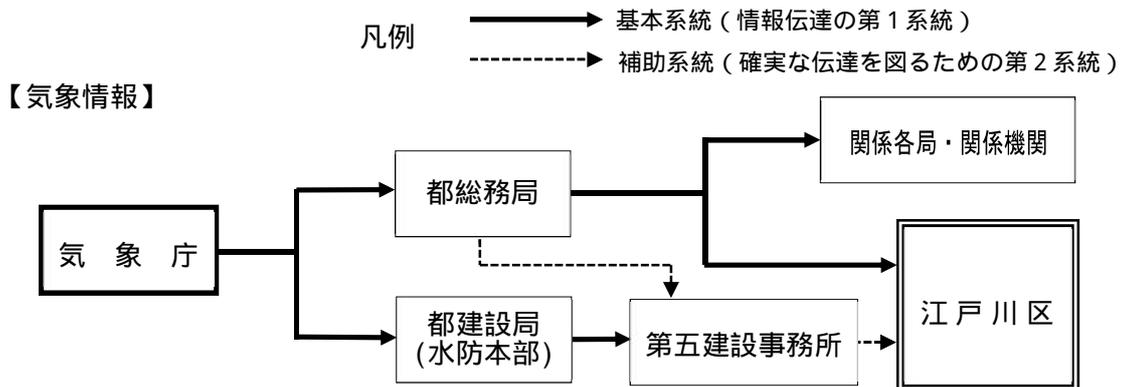
第1章 情報の収集・伝達

想定最大規模の情報収集・伝達については【外水氾濫(想定最大規模)】第2章 第4節「2 広域避難情報の発表」を参照。

第1節 情報の収集・伝達

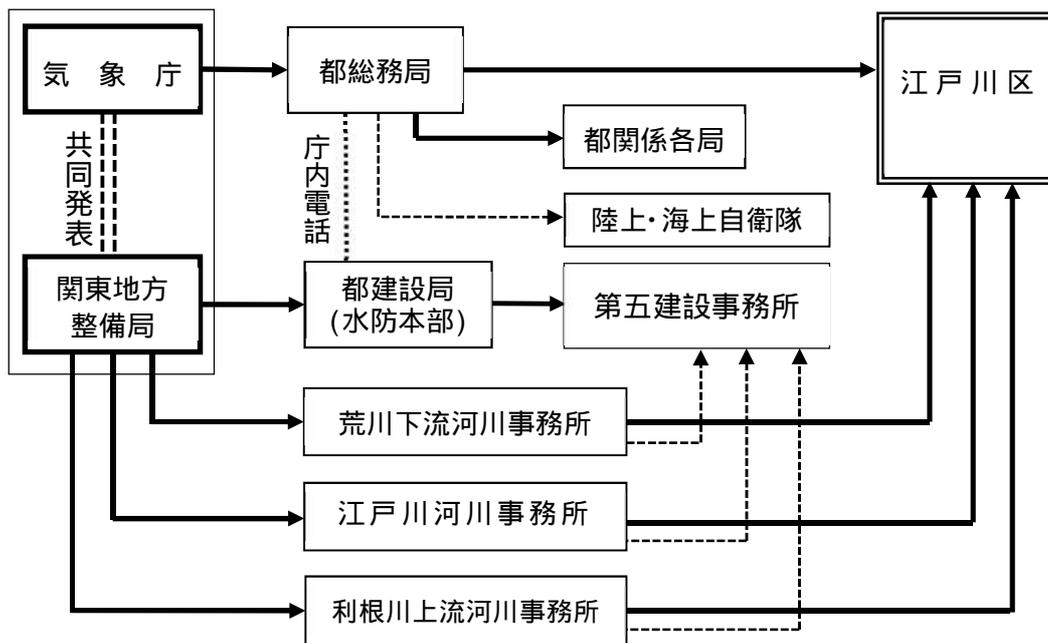
1 伝達系統

災害の発生が予想される際には、都水防本部（建設局）・第五建設事務所と緊密な連絡をとり、情報を交換して常に正確な情報の把握に努めるとともに、管内の雨量水位等の正確な資料を観測者から迅速に入手する。なお、情報を受け取った場合は、原則として電話、システム又はFAXにより受令確認を行う。



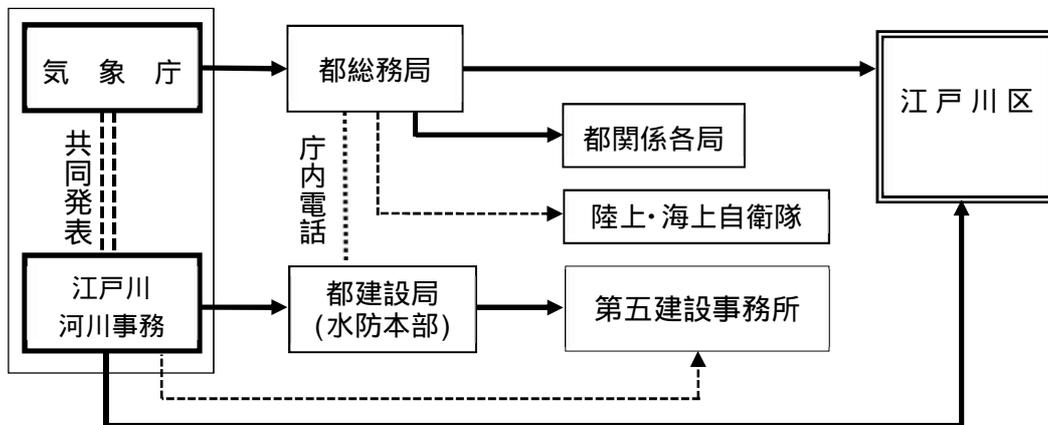
【洪水予報】

荒川・江戸川・利根川



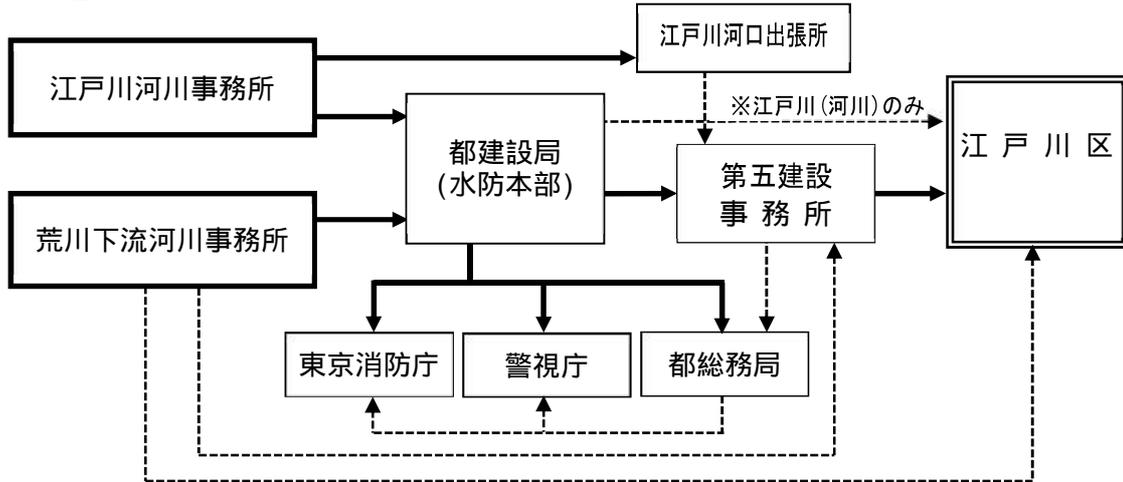
河川管理者から区への伝達は危機管理部（避難指示等発令担当）及び土木部（水防担当）への二系統で行われる。

中川



河川管理者から区への伝達は危機管理部（避難指示等発令担当）及び土木部（水防担当）への二系統で行われる。

【水防警報】



河川管理者から区への伝達は危機管理部（避難指示等発令担当）及び土木部（水防担当）への二系統で行われる。

2 洪水予報

洪水予報は、2以上の都府県を流れる河川又は流域面積が大きい河川で、洪水により国民経済上重大な損害を生じるおそれのある場合に発表され、河川管理者から区に直接伝達される。

区に關係する洪水予報には、国土交通大臣指定の河川では、荒川洪水予報、江戸川洪水予報、利根川上流部洪水予報、中川洪水予報があり、区はこの予報を有効に利用し、効果的な水防活動に努めるものとする。

また、その他の河川については、上記に準ずるものとする。

(1)洪水予報の種類

気象庁は、国土交通省又は都道府県と共同して洪水予報を発表する。その内容は、氾濫注意情報、氾濫警戒情報、氾濫危険情報、氾濫発生情報、氾濫注意情報解除がある。

(2)洪水予報の発表基準

種類	発表基準
氾濫注意情報	・基準地点のいずれかの水位が、氾濫注意水位に到達し、さらに水位上昇が見込まれるとき ・氾濫注意水位以上で、かつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき
氾濫警戒情報	基準地点のいずれかの水位が、概ね2～3時間後に氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、あるいは避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき
氾濫危険情報	基準地点のいずれかの水位が、氾濫危険水位に到達したとき
氾濫発生情報	洪水予報を行う区域において、氾濫が発生したとき
氾濫注意情報解除	基準地点の水位が、氾濫注意水位を下回り、氾濫のおそれなくなったとき

(3)水位と基準地点

河川名	基準地点	所在地	水防団 待機 水位 (m)	氾濫注 意水位 (警戒水位) (m)	避難判 断水位 (特別警戒水位) (m)	氾濫危 険水位 (m)		零点高 (m)
荒川	熊谷	埼玉県熊谷市榎町	3.00	3.50	5.00	5.50	-	T.P.+25.3
	治水橋	さいたま市西区飯田新田	7.00	7.50	12.20	12.70	-	T.P. -1.3
	岩淵水門 (上)	東京都北区志茂5丁目	3.00	4.10	6.50	7.70		T.P. -1.1
江戸川	西関宿	埼玉県幸手市西関宿	4.50	6.10	8.10	8.90	-	T.P. +7.7
	野田	千葉県野田市中野台	4.60	6.30	8.50	9.10	-	T.P. +2.7
利根川	八斗島	群馬県伊勢崎市八斗島町	0.80	1.90	3.10	4.10	-	T.P.+44.4
	栗橋	埼玉県久喜市栗橋	2.70	5.00	7.60	9.20	-	T.P.+10.2
中川	吉川	埼玉県吉川市平沼	3.30	3.60	3.70	4.10	-	T.P. -1.1

3 高潮予報

(1)高潮予報の種類

気象庁が発表する高潮予報には、高潮注意報と高潮警報がある。

(2)高潮予報の発表基準

種類	発表基準
高潮注意報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により災害が発生するおそれがあると予想したとき 潮位が、東京湾平均海面(T.P.)2.0m、荒川工事基準面(A.P.)3.1mに到達することが予想される場合
高潮警報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき 潮位が、東京湾平均海面(T.P.)3.1m、荒川工事基準面(A.P.)4.2mに到達することが予想される場合
備考	(高潮注意報、警報共通) 高潮によって、海岸付近の低い土地に浸水することによって災害が起こるおそれ(注意報)又は重大な災害が起こるおそれ(警報)のある場合は、浸水注意報又は警報を高潮注意報又は警報として行う。 高潮災害には、浸水のほか、防潮堤・港湾施設などの損壊、船舶などの流出等がある。「異常潮」によるものを含む。 暴風警報が発表されている状況で高潮警報に切り替える可能性が高い高潮注意報が発表される場合は、高潮警報として発表される。

A.P.=(東京湾平均海面(T.P.)-1.134m)

(3)河川管理者が観測する潮位と基準地点

河川名	基準地点	所在地	水防団 待機水 位 (m)	氾濫 注意水位 (警戒水位)(m)	避難判 断水位 (m)	氾濫危 険水位 (m)	計画高 潮位 (m)	零点高 (m)
荒川	南砂町	東京都江東区 新砂3丁目	2.00	3.00	-	-	5.10	A.P. 0.000

(4)都が観測する潮位と基準地点

水位周知実施区間	基準地点	所在地	高潮特別警戒水位 (m)	零点高 (m)
荒川 江戸川 中川 新中川 旧江戸川 東京湾沿岸(東京都区間)	辰巳水門	東京都江東区 東雲1丁目	3.90	A.P. 0.000

4 水防警報

水防警報は、国土交通大臣又は都知事がそれぞれ指定する河川に洪水による被害の発生が予想される場合において、水防活動を必要とする旨の警告を発するもので、国土交通大臣又は都知事が発表する。都及び水防管理団体は、その情報の目的、性質を十分に理解するとともに、伝達の系統及び方法等について精通し、その情報を有効に利用して効果的な水防活動に努めるものとする。

荒川下流河川事務所管内における水防警報発表基準

種類	内容	発表基準
待機	1.不意の高潮を伴う越波、出水あるいは水位の再上昇等が予想される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出勤できるように待機する必要がある旨を警告するもの。 2.水防機関の出勤期間が長引くような場合に、出勤人員を減らしても差し支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。	気象予警報等及び海象状況、河川状況により、特に必要と認めるとき。
準備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	潮位、波浪、雨量、水位、流量、その他の海象状況、河川状況により必要と認められたとき。
出勤	水防機関が出勤する必要がある旨を警告するもの。	次のいずれかに該当するとき。 1.氾濫警戒情報(洪水警報)等により、又は、水位、流量等その他の河川状況により、岩淵水門(上)水位観測所における水位が、氾濫注意水位(A.P.+4.10m)を越えるおそれがあるとき。 2.気象庁から東京東部地域において高潮警報が発表され、南砂町水位観測所における水位が氾濫注意水位(A.P.+3.00m)を越えるおそれがあるとき。
指示	潮位、波浪、水位、滞水時間その他水防活動上必要な状況を明示するとともに、	氾濫警戒情報(洪水警報)等により、又は、既に氾濫注意水位(A.P.+4.10m)を

第4部 初動応急計画【風水害編】

	越水、漏水、法崩、亀裂その他海象状況、河川状況より警戒を必要とする事項を指摘して警告するもの。	越え、災害のおこるおそれがあるとき。
解除	水防活動を必要とする高潮・高波や河川の出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の警報を解除する旨を通告するもの。	氾濫注意水位以下に下降したとき、又は、氾濫注意水位以上であっても水防作業を必要とする海象状況、河川状況が解消したと認めるとき。
情報	潮位、波浪、雨量、水位の状況、潮位・波浪予測、水位予測、海象状況、河川・流域の状況等水防活動上必要なもの。	状況により必要と認めるとき。
気象庁が発表する二次細分区域のうち、江東区、葛飾区、足立区、墨田区のいずれかの荒川下流沿川地域（江戸川区の高潮警報は用いない）		

水防警報における河川ごとの基準水位（氾濫注意水位）と観測所

荒川：治水橋...7.50m、岩淵水門（上）...4.10m、南砂町...3.00m

荒川下流河川事務所管外における水防警報発表基準

種類	内容	発表基準
待機	出水あるいは水位の再上昇等が予想される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告するもの。	気象予報、警報などと河川状況により、特に必要と判断されるとき。
	水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしても差し支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。	
準備	水防活動に関する情報連絡、水防資器材の整備、水閘門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、流量などの河川状況で必要と判断されたとき。 水防団待機水位（指定水位）に達し氾濫注意水位（警戒水位）を越えるおそれがあるとき。
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	氾濫注意水位（警戒水位）を越えるおそれがあるとき。水位、流量などの河川状況で必要と判断されたとき。
指示	水位、滞水時間その他水防活動上必要な状況を明示するとともに、越水、漏水、堤防斜面の崩れ・亀裂その他河川状況により警戒を必要とする事項を指摘して警告するもの。	氾濫警戒情報が発表されたり、すでに氾濫注意水位（警戒水位）を越えて災害の起こるおそれがあるとき。
解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。	氾濫注意水位（警戒水位）以下に下がったとき。氾濫注意水位（警戒水位）以上であっても、水防活動を必要とする河川状況でないと判断されたとき。
情報	雨量・水位の状況、水位予測、河川・流域の状況等水防活動上必要なもの。	状況により必要と認めるとき。
地震による堤防の漏水、沈下等の場合又は津波の場合は、上記に準じて水防警報を発表する。		

水防警報における河川ごとの基準水位（氾濫注意水位）と観測所

江戸川、旧江戸川：松戸...5.70m 中川：高砂...2.70m

5 竜巻注意情報

区は、竜巻注意情報が発表されたときは災害時の危機管理体制を確認するとともに、気象庁などと連携の上、気象情報に十分留意し、竜巻等突風災害にかかる対応についての住民に対する周知、啓発等に努める。

ただし、竜巻注意情報は比較的広い範囲を対象に発表されるため、発表された地域であっても必ず竜巻などの突風に遭遇するとは限らない。

6 特別警報

気象庁は、警報の発表基準をはるかに超える大雨等が予想され、重大な災害の危険性が著しく高まった場合、特別警報を発表する。

区は、特別警報が発表された場合、防災関係機関と連携し直ちに区民に周知する。

特別警報の種類及び発表基準

【種類】：大雨、暴風、高潮、波浪、暴風雪、大雪

【基準】：数十年に一度の強度の台風、温帯低気圧、集中豪雨、降雪の場合

【区内における雨を要因とする気象庁判断指標】

50年に一度の降雨とされる「48時間降水量381mm以上」もしくは「3時間降水量150mm以上」が予想され、かつ、「土壌雨量指数253以上」および「一定規模以上の地域で更に雨が降り続く」が予想される場合

(土壌雨量指数とは、降った雨が地下の土壌中に貯まっている状態を表す値)

7 情報連絡態勢の配備

洪水・高潮予報、水防警報が発表されたときには、防災関係機関に情報連絡責任者を置くなど情報窓口の一本化を図り、災害情報の輻輳を防止することに努める。

区は、災害応急対策の第一次実施機関として、危機管理部を区民及び防災関係機関等からの対外的な災害情報窓口とし、情報連絡態勢を配備する。

- (1) 情報連絡態勢を配備したときは、速やかに都へ東京都災害情報システム(D I S)で報告する。
- (2) 防災危機管理課長を情報収集責任者と定める。万が一、不在の場合は、その場にいる最上席者がその職を代理する。
- (3) 夜間・休日等においては、防災危機管理課長が到着するまでの間、防災危機管理課長が指定する者を代行者とし参集させ、その職務に充てる。
- (4) 防災関係機関より収集した災害情報については、水防担当の土木部と共有し、連携して必要に応じた態勢を取る。
- (5) 災害情報の広報については、危機管理部長及び広報課長と協議の上、様々な情報手段を活用し、区民等に迅速かつ的確に伝達する。

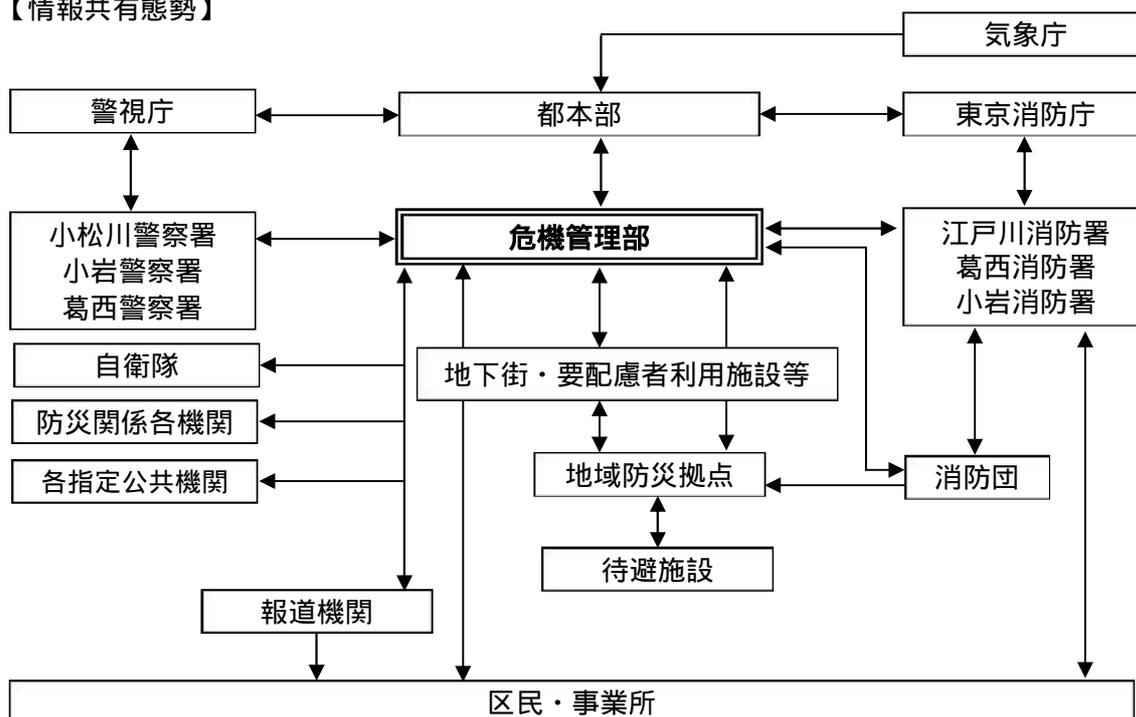
第2節 通信手段の確保

区と出先機関や防災関係機関等との情報収集・伝達は、電話や防災行政無線等を活用して行う。電話の輻輳等により通信が途絶えた場合は、「情報班」を編成して通信の確保に努める。

なお、水害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、情報が錯綜し、区民等の避難に混乱が起こることが予想される。そのため、平常時にあらかじめ定めておいた情報共有態勢により、各種情報の収集・共有を行う。

対策内容は、【震災編】応急復旧計画 第1章 第1節「情報の収集・伝達」に準拠する。なお、大規模水害時における災害対策本部設置については、第3章第2節に掲載する。

【情報共有態勢】



第3節 都及び防災関係機関等との情報共有

区は、区内において区民や防災関係機関からの異常現象や被害情報の通報を受けたときは、東京都災害情報システム（DIS）の入力等により都に災害報告を行う。

対策の内容は、【震災編】応急復旧計画 第1章 第2節「被害情報の報告」に準拠する。

第4節 河川管理者の水防活動への協力

河川管理者は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、区（水防管理団体）が行う水防のための活動に次の協力を行う。

- (1) 区（水防管理団体）に対して、河川に関する情報（水位、河川管理施設の操作状況に関する情報、CCTVの映像、ヘリ巡視の画像）の提供。
- (2) 区（水防管理団体）及び水防協力団体の備蓄資機材で不足するような緊急事態に際して、河川管理者の応急復旧資機材又は備蓄資機材の提供。

- (3)区（水防管理団体）及び水防協力団体の人材で不足するような緊急事態に際して、水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供するための職員の派遣。
- (4)上記(1)～(3)の活動記録等の提供及び区の広報への協力。

第5節 区民等への情報伝達

区は、防災行政無線、FMえどがわ、J：COM、エリアメール・緊急速報メール、江戸川区公式ホームページ等の手段を活用して、区民等へ正確な情報を伝達する。

対策の内容は、【震災編】応急復旧計画 第1章 第3節「区民等への情報伝達」に準拠する。

第2章 消防機関の活動

第1節 活動方針

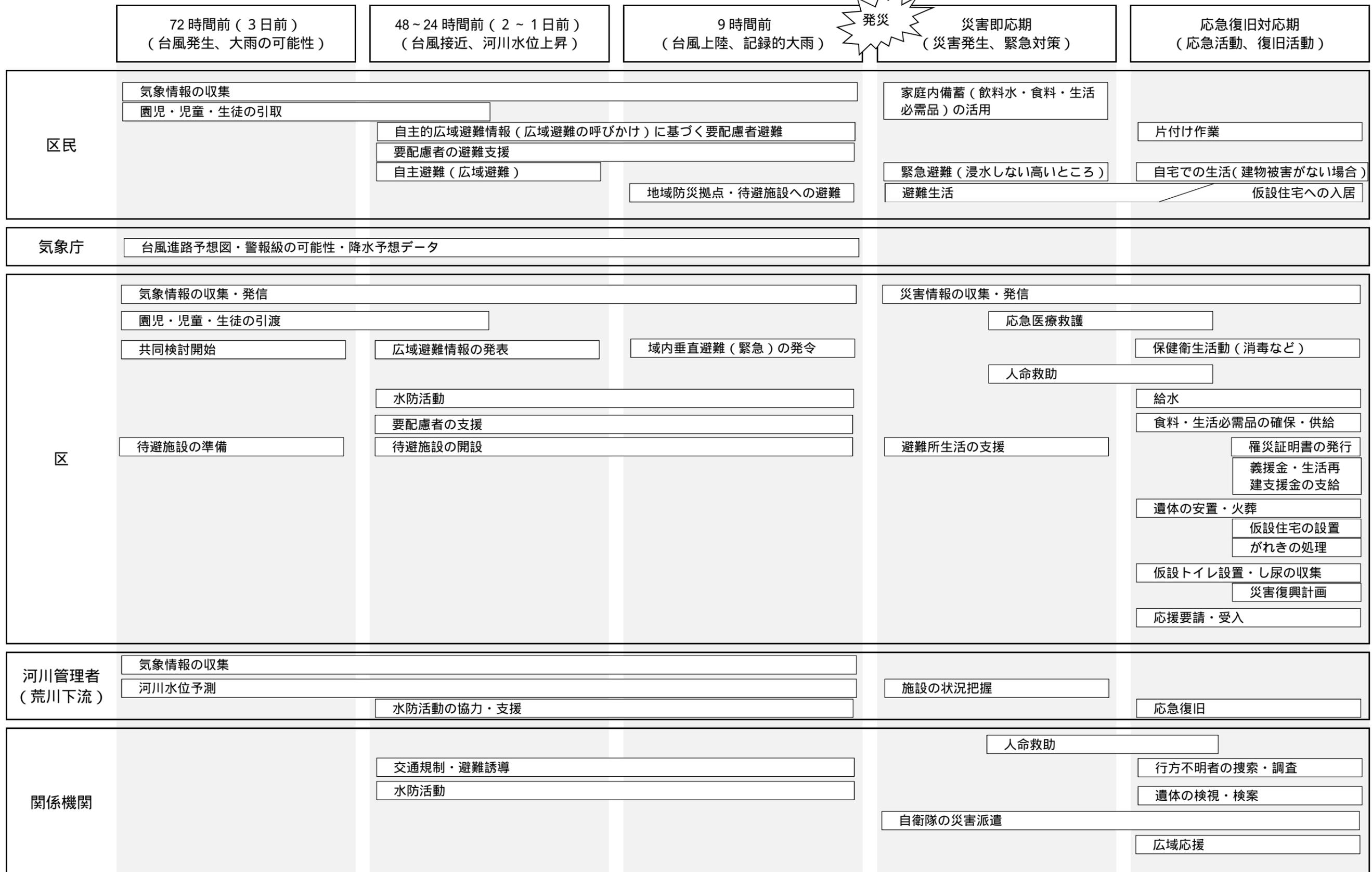
消防及び消防団は、洪水・高潮等により、被害の発生、又は発生のおそれが生じた場合、関係機関との連携を密にして水防活動を実施し、被害の軽減を図る。

第2節 活動内容

消防及び消防団は、次の活動を行う。

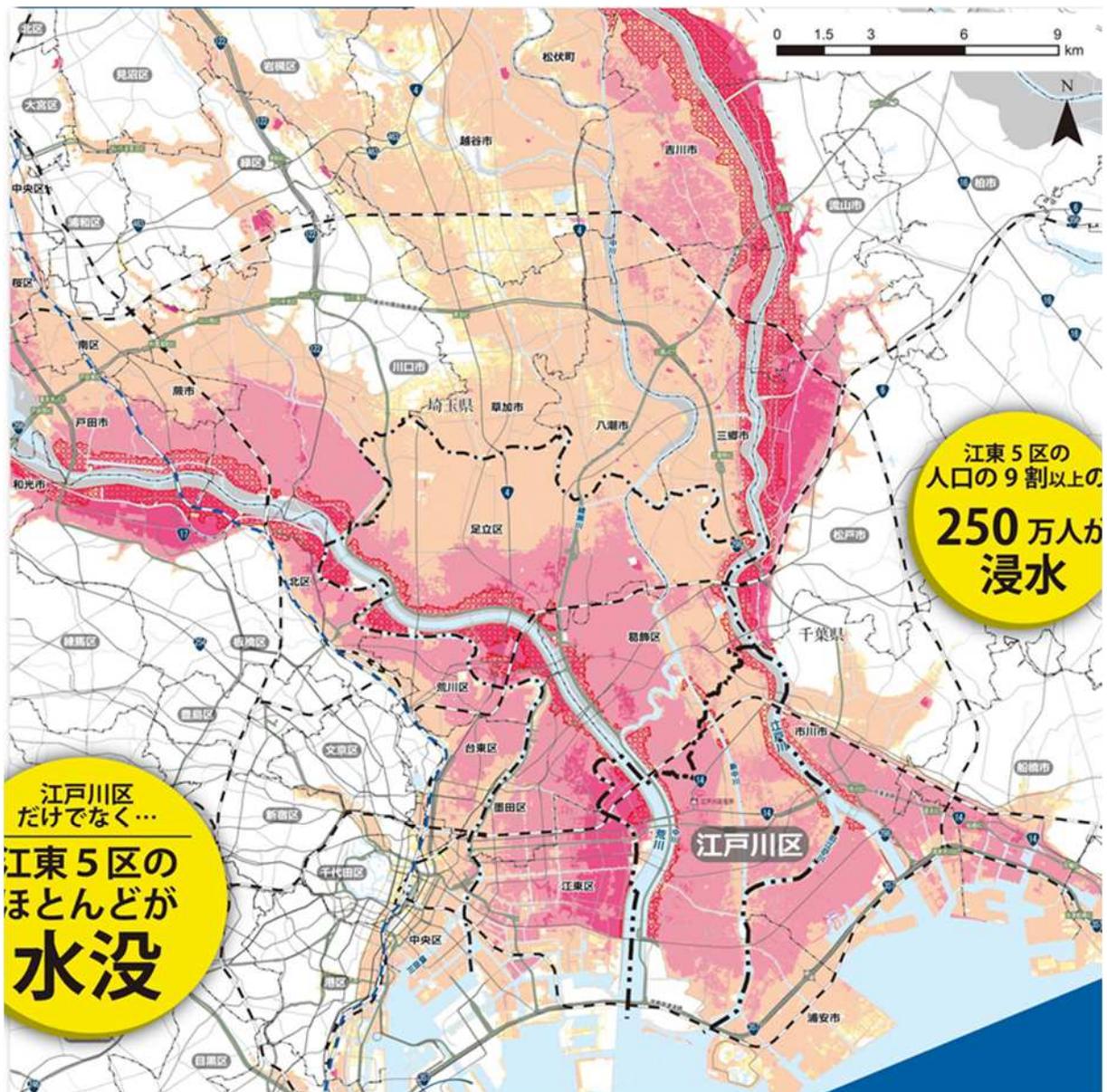
- (1)河川、海岸、堤防等を随時巡視し、水防上危険であるときは、直ちにその管理者に連絡して必要な措置を求め。また、津波警報等の警報が発令された場合には、区民に周知する。
- (2)水防上緊急の必要がある場合においては、消防機関に属する者は警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立ち入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域から退去を命ずる。
- (3)消防機関の長は、水防のため止むを得ない必要があるときは、その区域に居住する者又は水防の現場にある者を水防に従事させる。
- (4)水防に際し、堤防その他の施設が決壊したときは、消防機関の長は直ちにこれを関係者に通報するとともに、できる限り氾濫による被害が拡大しないよう努める。
- (5)消防機関の長は、水防管理者からの出動の要請を受けたとき、又は自ら水防作業の必要を知ったときは、直ちに出勤し、水防作業を行い、区民等に対して災害発生の状況、水防活動状況等の広報を実施する。
- (6)災害の規模に応じて、消防署及び出張所等の必要な場所に消防相談所を設置し、消防関係の各種相談や説明等を実施する。
- (7)消防署所が浸水の発生、若しくはおそれがあるときは、必要に応じて消防署所の機能の一部を移転する。
- (8)水防第一非常配備態勢以上の発令で水防部隊を編成する。

想定される対策の流れ（外水氾濫[想定最大規模]）



第1章 江戸川区周辺の浸水想定区域

地球温暖化の影響で、今まで経験したことがないような巨大台風の接近、上陸に伴う高潮の発生、また、台風や前線の活動により荒川と利根川（江戸川）の流域に大量の降雨が続くことによる大規模な洪水の発生など、これまでに経験したことがない大規模な水害が危惧されている。大規模水害が発生した場合、江戸川区だけでなく江東5区（墨田区、江東区、足立区、葛飾区、江戸川区）のほとんどの地域が浸水し、広い範囲で2週間以上浸水が続くことが予測される。



第2章 大規模水害時における江東5区の対応

中央防災会議防災対策実行会議の下に設置された「洪水・高潮氾濫からの大規模・広域避難検討ワーキンググループ」において、

浸水区域の居住人口が膨大で数十万人以上の立退き避難者が発生すること

浸水面積が広範に及び、行政界（市町村・都道府県）を越える立退き避難が必要となること

浸水継続時間が長期に及び、二次的な人的被害リスクが高いこと

といった大規模かつ広域的な特徴を有し、これまでの「避難勧告等に関するガイドライン」（平成29年1月 内閣府）等をそのまま適用することができない避難形態を「大規模・広域避難」と呼ぶこととされた。

本計画では、この「大規模・広域避難」が必要となる、今までに経験したことがないような巨大台風による高潮氾濫や、長期間の豪雨による荒川及び江戸川の洪水氾濫を「大規模水害」とする。

また、江東5区は平成27年10月から大規模水害対策について協議会を発足させ、継続して江東5区住民の広域避難実現に向けた検討を進めており、本計画における広域避難は江東5区が共同で実行することを前提としている。

第1節 対象とする水害

本計画において対象とする水害は、今までに経験したことがないような巨大台風の接近、上陸に伴う高潮の発生、また、台風や前線の活動により荒川と利根川（江戸川）の流域に大量の降雨が続くことによる大規模な洪水の発生など、本区がこれまでに経験したことがない大規模な水害とする。

第2節 想定している事態

○浸水が2週間以上引かないエリアに江東5区で約100万人が居住しており、うち約40万人は江戸川区に居住している。

浸水の深さが最大で約10mも浸水する地域や、氾濫流により家屋の倒壊・流出のおそれがある区域（堤防沿い等）もある。

広い範囲で2週間以上の長期湛水が想定され、電気・ガス・トイレ等のライフラインが使えない生活が続く。

江東5区は河川に囲まれており、広域避難をするには橋を渡る必要があるため、人が集中する駅や橋梁のようなところでは大混雑が生じ、群集雪崩や将棋倒し等の大事故が発生するおそれがある。

巨大台風の接近に伴う猛烈な風雨により、公共交通機関のダイヤの乱れや運行が停止し、避難することが困難になるおそれがある。

浸水してしまうと、区域内の居住人口が膨大であることや長期間湛水することから、多くの人が浸水区域内にとどまると救助が難航し、すべての人を救助しきれない。

第3節 広域避難の必要性

地球温暖化の影響で、巨大な台風や今までにないような激しい豪雨等により、高潮や洪水による大規模水害が世界各地で発生している。

多くの地域が満潮位以下のゼロメートル地帯である江東5区で大規模水害が発生すれば、江東5区のほとんどが浸水し、床上浸水となる浸水想定区域内の居住人口は250万人（居住人口の9割以上）にも及ぶ。また、浸水が継続する時間も長期（2週間以上にも及ぶ地域がある）に及び、二次的な人的被害リスクが高まると考えられる。

第4節 広域避難の対象と広域避難情報

1 広域避難が必要とされる地域及び対象者

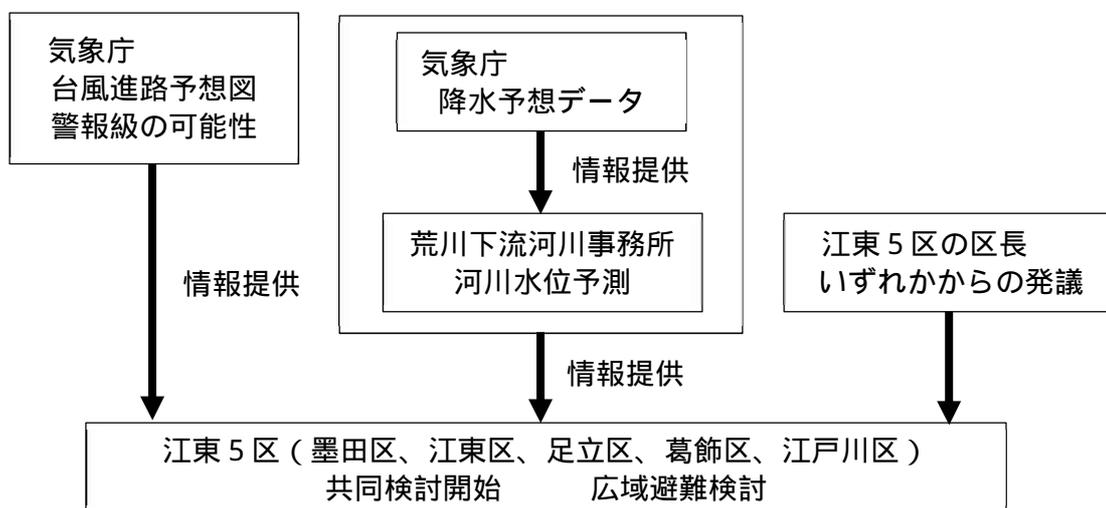
広域避難が必要な地域は、高潮及び荒川と江戸川の洪水による想定最大規模の浸水想定区域に含まれている地域とする。

氾濫する前に、実際に浸水する範囲を絞り込むことができないため、浸水想定区域内のすべての住民を広域避難の対象者とする。本区では人口の9割以上が広域避難の対象となる。

2 広域避難情報の発表

広域避難が必要となる巨大台風や大雨のおそれがある場合には、江東5区共同で段階的に広域避難を呼びかける情報を発表する。

氾濫発生72時間前を目安に、江東5区の危機管理部局による共同検討を開始する。



自主的広域避難情報（広域避難の呼びかけ）は、氾濫発生72時間～24時間前を目安に、気象庁と荒川下流河川事務所の情報提供を踏まえ江東5区で判断し共同で発表する。又は江東5区の区長の判断に基づき共同で発表する。

広域避難指示は、氾濫発生24時間～9時間前を目安に、気象庁と荒川下流河川事務所の情報提供を踏まえ江東5区で判断し共同で発令する。又は江東5区の区長の判断に基づき共同で発令する。また、暴風警報等に記載されている警報級の時間帯（特に暴風の吹き始める時間帯）にも留意して、暴風で避難できなくなる前に広域避難指示を発令する。

域内垂直避難（緊急）は、高潮を対象とした広域避難指示が発令されている状況下で、気象庁より高潮警報あるいは高潮特別警報が発表された場合、又は洪水について荒川下流河川事務所より岩淵水門（上）における水位が氾濫危険水位（A.P. + 7.70m）に達し、更なる水位上昇が見込まれる旨の通知があった場合は江東5区で判断し共同で発令する。又は公共交通機関の途絶や風雨の強まり、想定外の事故等により安全に広域避難ができないと江東5区の区長が判断した場合に発令する。

広域避難指示・域内垂直避難（緊急）等の発令基準

発令段階	想定時間	発令基準
・共同検討開始 （江東5区による検討）	氾濫発生 の72時間前 を想定	気象庁が72時間先の台風予報において、中心気圧930hPa以下の台風の予報円が東京地方を含むと予測した場合。 又は、 気象庁と荒川下流河川事務所が、洪水に関連する情報として、荒川流域（岩淵地点上流域）での3日間積算流域平均雨量が概ね400mmを超える可能性があるとして予測し、江東5区に情報提供があった場合。 又は、 江東5区の区長いずれかからの発議があった場合。
・自主的広域避難情報 （広域避難の呼びかけ）	氾濫発生 の72～24時間前 を想定	気象庁が48時間先の台風予報において、中心気圧930hPa以下の台風の予報円が東京地方を含み、かつ、東京都（東京地方）に高潮警報発表の可能性が高いと予測した場合。 又は、 気象庁と荒川下流河川事務所が、洪水に関連する情報として、荒川流域（岩淵地点上流域）での3日間積算流域平均雨量（1日間降雨実績と48時間降水量予測の和）が概ね500mmを超える可能性があるとして予測し、江東5区に情報提供があった場合。 又は、 江東5区の区長の判断。
・広域避難指示	氾濫発生 の24～9時間前 を想定	気象庁が、930hPa以下の台風が概ね24時間以内に東京湾から神奈川県付近を含む地域へ到達すると予測し、高潮特別警報を発表する可能性に関する記者会見を行う場合、又は、 江東5区に高潮注意報が発表されており、当該注意報において堤防の天端高を越える最高潮位が予測されている場合。 又は、 気象庁と荒川下流河川事務所が、洪水に関連する情報として、荒川流域（岩淵地点上流域）での3日間積算流域平均雨量（2日間降雨実績と24時間降水量予測の和）が概ね600mmを超える可能性があるとして予測し、江東5区に情報提供があった場合。

		又は、 江東5区の区長の判断。
・ 域内垂直避難 (緊急)	氾濫発生 の 9～0時間前 を想定	の状態 で高潮警報 あるいは高潮特別警報が 発表された場合。 又は、 荒川下流河川事務所より、 氾濫危険水位 (A.P.+7.70m)に達し、 更なる水位上昇が見 込まれる旨が通知された場合。 又は、 江東5区の区長の判断。

本発令基準において は高潮氾濫を見据えた条件、 は洪水氾濫を見据えた条件、 は 、 に捉われず必要な場合に発令することを想定した条件である。

本発令基準は現時点で考えられる基準として時間軸で整理したものであり、今後実際の運用等を重ねて改善していくものとする。

第5節 江東5区における広域避難体制

1 広域避難の検討

予報円に東京地方を含む台風の情報が発表された場合は、江東5区大規模水害広域避難計画に基づく対応について検討を始める。

検討にあたっては、必要な情報を収集するとともに、必要に応じて、江東5区、気象庁東京管区气象台及び国土交通省荒川下流河川事務所との情報共有を図る。

2 江東5区大規模水害広域避難計画の発動

(1) 広域避難の必要性の判断

江東5区の区長による協議により、その時点における台風情報等の気象予報及び、東京管区气象台から提供される情報(雨量予測情報等)から、広域避難の必要性について判断する。

広域避難が必要な事態になりうると判断された場合は、江東5区大規模水害広域避難計画の「広域避難指示・域内垂直避難(緊急)等の発令基準」に基づく対応をとる。このとき、区(広報担当)は、広域避難の必要性に鑑み江東5区大規模水害広域避難計画に基づく体制に入ったこと(広域避難情報)を、区民に広報する。

(2) 広域避難計画に基づく対応

江東5区大規模水害広域避難計画における「広域避難指示・域内垂直避難(緊急)等の発令基準」に達した場合、江東5区は共同で広域避難指示等の発令を行う。

第6節 広域避難方法

1 要配慮者(高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者)

(1) 避難行動及び避難場所

可能な限り早い段階で自主的広域避難をする。

ただし、入院患者及び福祉施設の入所者で、短距離、長距離を問わず移動そのものに負

担がかかる場合は、想定される浸水深よりも上階の屋内で安全を確保する。

在宅の自ら移動が困難な人であっても、救助活動を効率的に行うため、可能な限り近距離の待避施設へ避難する。

ただし、外出も困難な場合は日頃から備蓄等をした上で、福祉施設と同様に想定される浸水深よりも上階の屋内で安全を確保する。

(2)避難手段

電車又は徒歩による移動が困難な人及びその付添者については、避難情報に関わらず自動車での避難も可とする。

2 要配慮者以外

(1)避難行動及び避難場所

自ら情報を収集、判断し、早めに広域避難する。(ただし、現段階では公的な広域避難場所は確保できていない。)

まずは各自が確保した避難施設(親戚・知人宅や宿泊施設等)に避難する。

域内垂直避難(緊急)が発令された場合は広域避難を中止して、近くの頑丈な建物の高いところへ避難する。

(2)避難手段

自主的広域避難(氾濫発生24時間前までを想定)では、徒歩、電車のほかに自動車での避難も可とする。

広域避難指示の発令後は、電車又は徒歩で移動する。

多くの人が一斉に自動車で移動すると渋滞が発生し、避難が間に合わなくなる可能性がある。また、自ら移動が困難な人の自動車による避難を妨げてしまう可能性がある。

第7節 区民の日頃の備え

広域避難先(親戚・知人宅や「江戸川区大規模水害時自主的広域避難補助金制度」を活用し、宿泊施設等)を確保する。

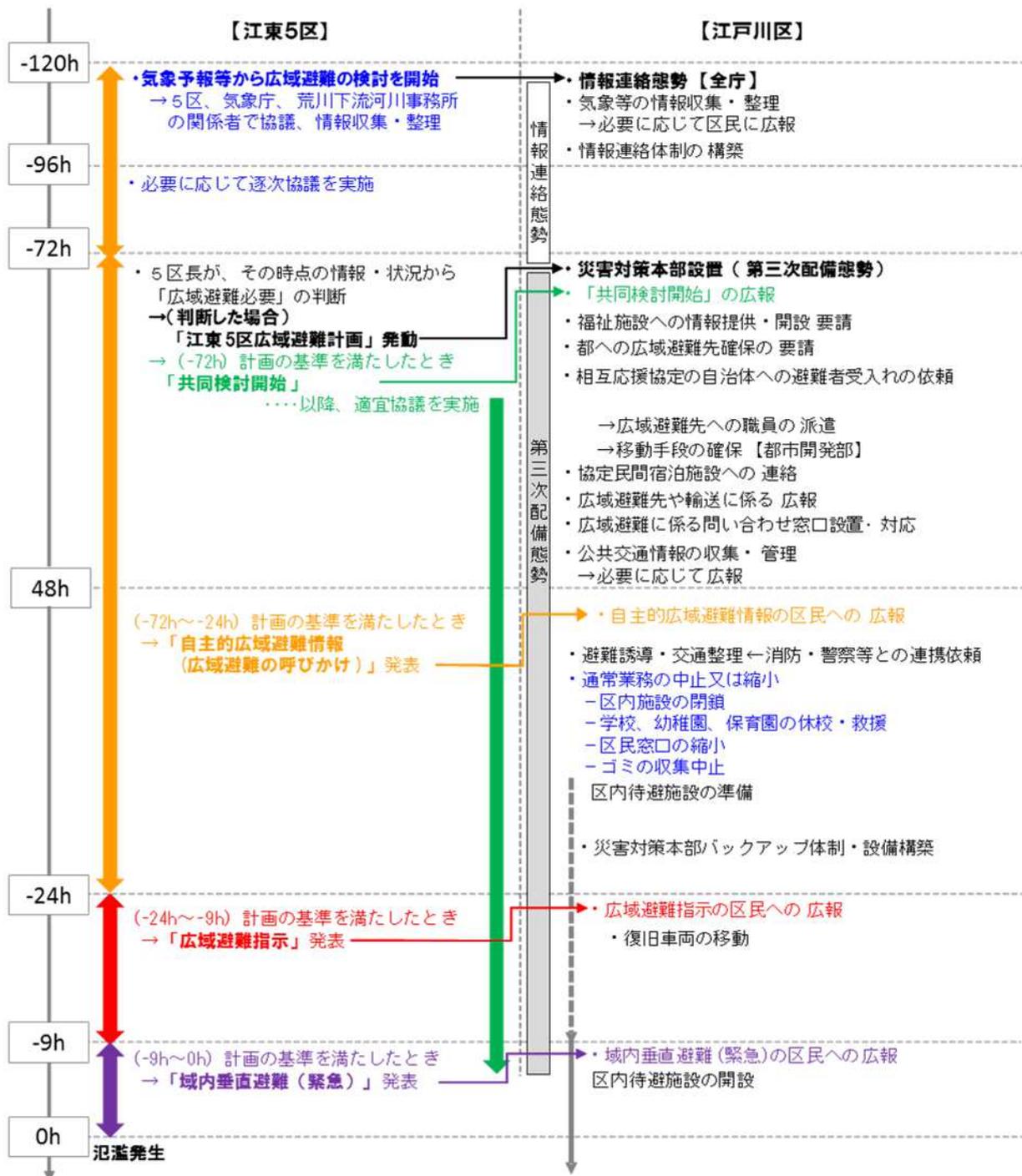
広域避難に備えて携行品について準備する。

広域避難が困難な人や施設管理者は、浸水区域内にとどまるための備蓄をする。

自ら移動が困難な人やその付添者は、利用可能な避難施設までの移動手段や、広域避難する場合の自動車の確保等について検討する。

第3章 大規模水害時の初動計画

江東5区における広域避難態勢に合わせ、区における初動対応（氾濫発生前まで）を実施する。江東5区と区における対応については、おおむね以下のように整理される。



第1節 第3次配備態勢の確立

1 情報連絡態勢の確立

予報円に東京地方を含む巨大台風（930hPa以下）の情報が発表された場合、区は情報連絡態勢を確立し、江東5区による情報共有を図る。

また、江東5区による情報共有の内容等については、危機管理部で管理、取りまとめを行うとともに、必要に応じて逐次区長に報告する。

なお、情報連絡態勢については、第3部「対応態勢」第1章第4節「本部設置に至らない場合の態勢」に準ずる。

2 第3次配備態勢の確立

江東5区において、広域避難が必要と判断された場合、区では風水害第3次配備態勢を確立する。

また、江東5区の共同検討における協議内容については、災害対策本部と逐次共有する。

3 災害対策本部のバックアップ態勢の確立

風水害第3次配備態勢において、大規模水害発生の切迫性が高まったとき（氾濫発生48～24時間前）、臨海町コミュニティ会館に災害対策本部のバックアップ態勢を確立する。

また、バックアップ体制をとるとき、災害対策用車両を所定の待避場所へ車両を待避させる。

対応内容	場 所
バックアップ態勢の確立	臨海町コミュニティ会館（臨海町2丁目2番9号）
災害対策車両の待避	東京都立紅葉川高等学校 運動場（臨海町2丁目1番1号）

第2節 災害対策本部の設置

風水害第3次配備態勢が確立されたとき、大規模水害時における災害対策本部を設置する。

1 本庁舎における態勢の構築

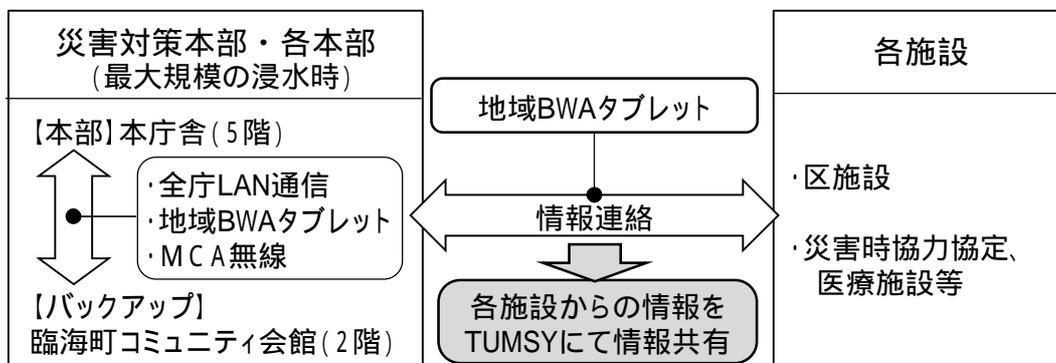
本庁舎5階の災害対策本部を中心とした全庁LAN回線により、防災情報システム（TUMSY）、その他区の基幹システムを使用する。

また、各部本部と各施設（待避施設等）との情報連絡手段は、地域BWAによるタブレット端末を活用する。

第4部 初動応急計画【風水害編】

2 バックアップ施設における構築

臨海町コミュニティ会館をバックアップ施設とし、全庁LAN回線を使用できる態勢を構築するほか、MCA無線、及び地域BWAを活用した本庁舎との情報連絡体制の構築を図る。



第3節 情報収集・伝達

1 広域避難指示等の発令に係る情報伝達

江東5区大規模水害広域避難計画に基づき、「自主的広域避難情報(広域避難の呼びかけ)」、「広域避難指示」、「域内垂直避難(緊急)」の基準に達したと判断されたとき、区は、区民に対してその旨を広報周知する。

なお、情報伝達手段については、「情報収集・伝達」第1章第5節「区民等への情報伝達」に準ずる。

2 公共交通に係る情報の収集・伝達

区は、鉄道・バスの運行状況や計画運休等、公共交通機関に係る各種情報を収集し、管理する。

また、区は、必要に応じて公共交通に係る情報を区民に広報周知する。なお、情報伝達手段については、「情報収集・伝達」第1章第5節「区民等への情報伝達」に準ずる。

3 情報連絡員の配置

内閣府や国土交通省荒川下流河川事務所に情報連絡員を配置し、緊密に情報連携を図る。

4 その他の情報収集等

その他、情報収集、及び被害報告等は、「情報収集・伝達」第1章第1節「情報の収集・伝達」及び第3節「都及び防災関係機関等との情報共有」に準ずる。

第4節 広域避難先の確保

広域避難先については、国及び都が主催する「首都圏における大規模水害広域避難検討会」において検討中であることから、区民自らが親族や知人宅、民間の宿泊施設などの広域避難

先を確保すること（分散避難）を原則とする。ただし、自らで広域避難先を確保することが困難な区民も少なからず存在するものと思われることから、区としても広域避難先の確保に努めるものとする。

1 都への要請

江東5区大規模水害広域避難計画に基づく共同検討が開始されたとき、区は、都に対して、広域避難者の受入れの調整など、広域避難に係る支援を要請する。

広域避難先が決定した場合、区は、職員を広域避難先に派遣するとともに、避難者受入れ体制等について、施設管理者等と連携して調整を行う。

2 協定締結自治体への要請

江東5区大規模水害広域避難計画に基づく共同検討が開始されたとき、区は、災害時相互応援協定を締結している自治体に対して、広域避難先として避難者の受入れ等を要請する。

広域避難先が決定した場合、区は、職員を広域避難先に派遣するとともに、避難者受入れ体制等について、避難者の受入れ自治体と連携して調整を行う。

3 協定民間宿泊施設への連絡

「大規模水害時における住民の自主的広域避難場所確保支援に関する基本協定」に基づき、江東5区大規模水害広域避難計画に基づく共同検討が開始されたとき、区は、当該協定を締結している民間宿泊施設等と状況を共有するとともに、区ホームページ等に協定を締結している宿泊施設等の情報等を掲載する。

4 広域避難先に関する広報

確保した広域避難先や「江戸川区大規模水害時自主的広域避難補助金制度」について、区民に広報周知する。

なお、情報伝達手段については、「情報収集・伝達」第1章 第5節「区民等への情報伝達」に準ずる。

第5節 区内待避施設の開設

江東5区大規模水害広域避難計画に基づき、「域内垂直避難（緊急）」が発令された場合は、広域避難の誘導を取りやめ、区内への屋内安全確保を前提とした避難誘導を行う。その際、逃げ遅れたり、広域避難が困難な区民のために、区は、区内の待避施設を開設する。なお、区内待避施設の開設等は、風水害第2次配備態勢に準ずるものとする。

1 区内待避施設の準備

区は、氾濫発生の48時間前（自主的広域避難情報発令基準）を目処として、区内待避施設の開設準備を行い、必要な物資を納入する。

第4部 初動応急計画【風水害編】

2 区内待避施設の開設

区は、江東5区大規模水害広域避難計画に基づき「域内垂直避難（緊急）」が発令されたとき、又は公共交通機関の運行状況等を鑑み広域避難が困難であると判断されたとき、区内待避施設を開設する。

第6節 避難に関わる区民への問い合わせ対応

江東5区大規模水害広域避難計画に基づく共同検討が開始されたとき、区は、広域避難等に係る区民からの問い合わせに対応するための窓口を設置する。

第7節 福祉施設の対応

1 福祉施設への開設の要請

江東5区大規模水害広域避難計画に基づく共同検討が開始されたとき、区は、あらかじめ要支援者を受入れると定めた福祉施設の管理者に対して、「共同検討開始」の旨を連絡するとともに、要支援者受入れのために施設の開設を要請する。

2 福祉施設の対応

要支援者の受入れを行う福祉施設は、江東5区大規模水害広域避難計画に基づき発令される各種情報に応じた対応を行う。また、平時よりその対応について検討し、避難確保計画に定めるよう努める。

第8節 警察・消防の対応

区は、警察・消防の協力を得て、連携しながら区民の円滑な公的広域避難先への誘導を行う。

第9節 通常業務の中止又は縮小

第3次配備態勢が確立された場合は、原則、通常業務を中止、又は縮小するものとする。

第4章 応急対応

第1節 孤立者の救助

1 救助

区は、警察、消防、自衛隊等に協力を要請し、地域防災拠点や待避施設、近くの頑丈な建物の高いところに避難した避難者の所在を把握し、救助を行う。

救助は負傷者や要配慮者等を優先して行うとともに、都を通じてヘリコプター、船舶等による救出活動を要請する。

区は、待避施設に配備したボート等の移動手段を確保し、避難者を救助する。

2 救助、医療、物資等の拠点

区は、大規模水害時の浸水のおそれがない葛西南部地区を救助等の拠点とし、避難者を拠点へ救助する。また、浸水状況に応じて、都と協力し、各河川の防災船着場を活用して、避難者を船舶を用いて浸水区域外に移送する。

その他の地域防災拠点や待避施設、緊急医療救護活動拠点等も拠点として活用する。

区は、高速道路などの高架区間への入り口等の拠点としての活用について関係機関と調整する。

第2節 広域避難先への輸送

1 広域避難先の確保

区は、救助拠点に救助した避難者の受入れについて、都や周辺自治体に要請し、広域避難先を確保する。なお、広域避難先の確保については、第3章 第4節「広域避難先の確保」に準ずる。

2 救助した避難者の輸送

区は、警察・消防・自衛隊等の協力を得て、救助拠点へ救助した避難者を広域避難先へ輸送する。区は都や警察、交通機関とともに、利用可能な道路網、交通手段を確認・整理し、高速道路などの高架区間などを輸送経路とし、浸水域外へ避難者を輸送する。輸送は負傷者や要配慮者等を優先して行う。

第3節 医療活動

【震災編】「第3章第1節 初動医療体制」に準ずる。

第4節 物資等の供給

【震災編】「第10章 物資等の供給」に準ずる。

第5節 広域避難者への対応

浸水の解消後、江東5区大規模水害広域避難計画に基づく共同検討開始の避難情報が発令され、宿泊施設へ広域避難した区民に対して「江戸川区大規模水害時自主的広域避難補助金」の給付手続きを行う。

外水氾濫（計画規模）

目標行動

主体的に早い段階で区外の高台へ避難する

外水氾濫（計画規模）での全体イメージ

予防対策

応急対策

復興対策

情報収集期...台風発生
 情報監視期...台風接近
 情報連絡期...台風上陸
 災害即応期...災害発生
 応急復旧対応期...災害の終息

【氾濫発生の数時間前】

水害発生



台風発生



要配慮者避難

高台へ避難
 早め避難



区外の高台へ避難



気象情報収集



水防活動

罹災証明書発行



仮設住宅



区民	気象情報収集	自主避難・要配慮者避難	高台避難	緊急避難	仮設住宅入居
気象庁	気象情報の発表	注意報発表	警報発表	注意報・警報の解除	
区	気象情報収集・発信	待避施設の開設	避難指示	救出・救護活動	罹災証明書の発行
河川管理者	気象情報収集・水位の監視	水防活動の協力	水防警報	施設の状況把握 応急復旧	復旧工事
警察・消防	気象情報収集	水防活動	交通規制(警察)・避難誘導	救出・救護活動 行方不明者の捜索(警察)	治安維持(警察)

想定される対策の流れ（外水氾濫[計画規模]）



第1章 初動計画

第1節 避難行動の原則

計画規模の外水氾濫に対する避難行動の原則は、次のとおりとする。

原則 高台避難

気象情報等から外水氾濫が予想される時は、できるだけ早期に区外の高い土地（千葉県国府台の下総台地及び武蔵野台地など）へ自主的に避難を行うことを原則とする。

地域防災拠点や待避施設へ避難

外水氾濫の危険が切迫し、区外への避難が困難となった場合は避難指示に従い、十分な飲料水・食料等の携行品を持参し、地域防災拠点や待避施設に避難する。ただし、待避施設で避難者を収容しきれない状況が懸念される。

地域防災拠点：区内や区周辺の水害が発生しても浸水しない安全なところ

葛西南部地区、大島小松川公園、国府台

近くの頑丈な建物の高いところへ避難

地域防災拠点や待避施設に避難する時間的余裕がない場合は、自らの命を守ることを最優先とし、近くの頑丈な建物の高いところへ避難する。ただし、救助されるまで孤立した状態が長期間に及ぶ懸念があるので、あらかじめ水害ハザードマップ等で、浸水深や浸水継続時間を確認しておく必要がある。

第2節 避難情報

1 避難情報の発表

区長は、気象情報や水位情報から河川が氾濫するおそれがある場合は、警察署長及び消防署長に連絡の上、時間的段階を考慮して高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保を発令するとともに、速やかに都知事に報告する。洪水及び高潮時の避難情報の発令基準は以下の表のとおりとする。

なお、判断にあたっては、上流域の状況、気象庁や河川管理者からの情報、現場の巡視報告、通報等を参考に総合的かつ迅速に行う。

高潮時の避難指示等の発令基準

種類	発令基準
緊急安全確保	<ul style="list-style-type: none"> 氾濫の発生、又は、高潮特別警戒水位に到達し、高潮氾濫発生情報が発表されたとき【高潮特別警戒水位：辰巳水門 3.90m】 堤防及び河川管理施設等に大規模な異常が生じ、氾濫のおそれが高まったとき
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> 高潮警報が発表されたとき 伊勢湾台風級の台風が接近し特別警報発表の可能性があるとき
高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> 高潮警報に切り替える可能性に言及する高潮注意報が発表されたとき

洪水時の避難指示等の発令基準

種類	発令基準
緊急安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ・ 氾濫発生情報が発表されたとき ・ 堤防及び河川管理施設等に大規模な異常が生じ、氾濫のおそれが高まったとき
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基準地点の水位が、氾濫危険水位に到達した（氾濫危険情報が発表される）とき【氾濫危険水位：荒川（岩淵水門(上)）7.70m、江戸川（野田）9.10m】 ・ 堤防に異常な漏水、浸食等が発見されたとき
高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基準地点の水位が、避難判断水位に到達し、更に上昇するおそれがあるとき、又は、氾濫危険水位を超える洪水となることが予測され（氾濫警戒情報が発表され）区内に浸水のおそれがあるとき【避難判断水位：荒川（岩淵水門(上)）6.50m、江戸川（野田）8.50m】 ・ 基準地点の水位が、計画高水位に到達したとき【計画高水位：中川（吉川）4.75m、利根川（栗橋）9.90m】 ・ 堤防に漏水、浸食等が発見されたとき

2 避難情報の伝達

区が発表した避難情報は、以下の方法により区民に伝達する。

(1)区民等への伝達

区民、事業所へは、区防災行政無線・広報車以外でも江戸川区公式ホームページ・FMえどがわ・J:COMなどあらゆる方法により行う。

(2)地下街等への伝達

地下街等へは、各施設避難確保計画及び浸水防止計画内に記載されている緊急連絡先へ、メール等を利用して行う。

(3)要配慮者利用施設への伝達

要配慮者は避難に時間がかかる場合や、一人では避難できない場合がある。そのため、一般の人より、避難情報は迅速かつ確実に受け取れる連絡体制を整備し、以下の方法により伝達する。

避難情報の伝達は、あらかじめ定めておいた要配慮者利用施設のFAX又は電子メールに通知する。

区公共施設には、防災行政無線を用いて伝達する。

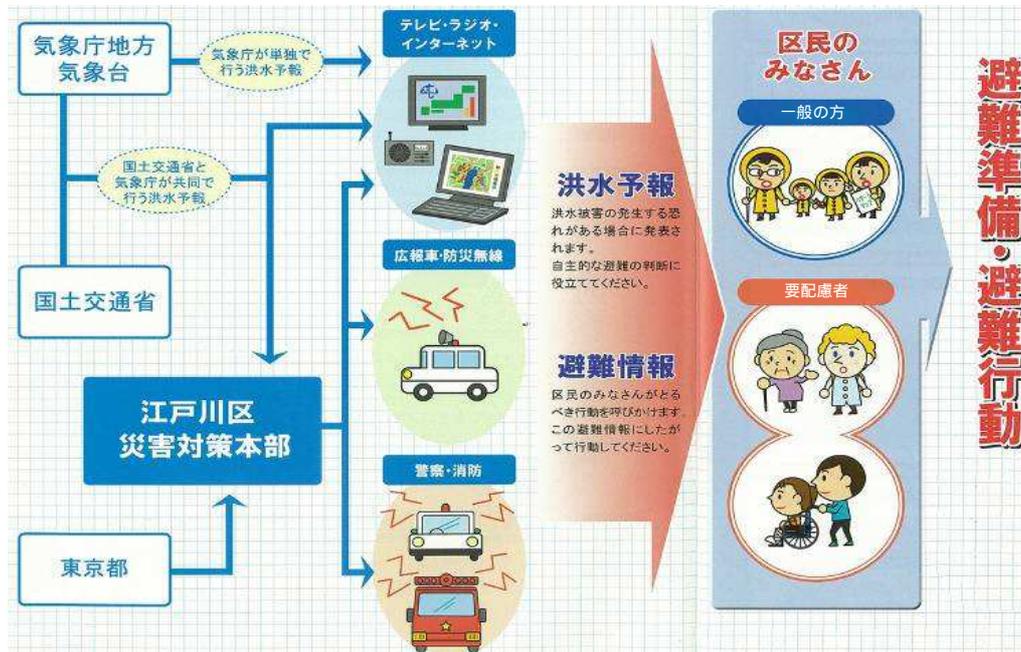
特に重要だと認める場合は、電話により伝達を行う。代表不在の場合は、あらかじめ定められた連絡順位に従って連絡を行う。

何らかの手段で情報伝達を受けたものは、その内容を各関係者に伝達する。この際、避難情報未取得者が出ないように確実な伝達を心がける。



(4) 報道機関への要請

報道機関への要請が必要となる場合は、区長の決定に基づきDIS等を用いて都災害対策本部に対し要請を行う。



第3節 避難誘導

1 自主防災組織

避難情報が発表された際には、町・自治会や自主防災組織のリーダーを中心に、地域住民のうち主に要配慮者の安否を確認し、高台等に集団避難する。また、公共交通機関を活用して区外の高台等に避難する。

2 区

(1) 区民等の避難誘導

区は、警察・消防の協力を得て、高台等の避難場所や駅へ避難誘導を行う。

(2) 要配慮者の避難誘導

区は、都、(福)江戸川区社会福祉協議会、その他福祉団体等に対し、自力で避難できない要配慮者の避難支援を行うよう要請する。

(3) 受入れ体制

区は、都、近隣区・県・市に協力を要請して、避難者の飲料水、食料、物資等の供給等、必要な支援を行う。

3 警察

(1) 警備態勢

避難情報の発表段階に応じて、警備要員を招集するとともに、避難指示が発令された際には、一般事務の処理に必要最小限の要員を除いた全要員をもって部隊を編成し、交通規制及

び避難誘導にあたる。

(2) 警察の避難誘導

避難情報が発表された際、区長（区長の職権を行う区の職員）が現場にいないとき、又はこれらのもから要求があつて、防災上必要と認めるときは、警戒区域を設定するとともに、直ちにその旨を本部長に通知する。

避難指示が出される前であっても、高齢者等避難が発令されている場合には、障害者、高齢者、乳幼児等の要配慮者へ、あらかじめ各自が決めた避難場所へ早期に避難するよう指導する。

誘導経路の安全性の確保については、交通規制と併せて警察官を避難路に配置し、避難路の確保に努めるとともに広報活動を活発に行い、避難者の混乱防止にあたるものとする。

江戸川・荒川を渡河して避難する場合には、避難経路に該当する橋梁（小松川橋・荒川大橋・船堀橋・市川橋）については、速やかに片側交通規制を実施し、避難路の確保を図るとともに、必要と認める場合には、車両の通行を禁止させる。

何らかの事情により、避難経路が使用できない場合には、速やかに迂回路を選定し、安全な避難誘導路の確保に努める。

誘導経路については、事前に調査検討して、その安全を確認しておき、誘導する場合には危険箇所に標示・縄張り等を行うほか、要所に誘導員を配置し、事故防止に努める。また、夜間の場合には照明器具等を活用して誘導の適正を期する。

避難指示、緊急安全確保に従わない者に対しては極力説得に努め、避難するように指導する。どうしても指導に従わない場合で、特に急を要する場合には、警察官職務執行法第4条に基づく避難等の措置を講ずる。

4 消防

(1) 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保が発令された場合は、災害の規模、道路橋梁の状況及び部隊の運用状況等を勘案し、必要な情報を関係機関に通報する。

(2) 高齢者等避難、避難指示が発令された場合は、災害状況及び消防力の余力に応じ、広報車等の活用により避難情報を伝達し、関係機関と協力して住民等が安全で速やかな避難ができるよう、必要な措置をとる。

5 交通機関

各交通事業者は、区民が速やかに避難できるよう対応等を検討、調整する。

第2章 応急計画

第1節 孤立者への支援

1 救助

区は、警察、消防、自衛隊等に協力を要請し、地域防災拠点や待避施設、近くの頑丈な建物の高いところに避難した避難者の所在を把握し、救助を行う。

救助は負傷者や要配慮者等を優先して行うとともに、都を通じてヘリコプター、船舶等による救出活動を要請する。

2 食料・物資等の支援

救助を待つ孤立者の支援は、庁用車、ヘリコプター及び船舶を活用するが、原則として人命救助を最優先とする。

食料・物資等の救援物資の支援は、待避施設である小・中学校等を中心に行う。

内水氾濫

内水氾濫（集中豪雨）での全体イメージ

予防対策

応急対策

復興対策

目標行動

気象情報への注意と事前の浸水対策
自発的な判断による早めの自主避難

情報収集期...大雨の可能性
情報監視期...大雨になる
情報連絡期...集中豪雨
災害即応期...災害発生
応急復旧対応期...災害の終息

【時間軸】

水害発生

情報収集期（レベル1）

情報監視期（レベル2）
情報連絡期（レベル3）

災害即応期

応急復旧対応期

予防対策

気象情報収集

浸水対策

自主避難

緊急避難

応急活動

復旧活動

復興対策



気象情報収集

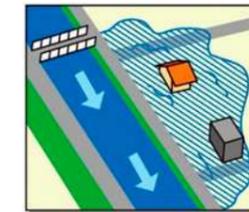
「江戸川区気象情報システム」はリアルタイムの降雨量が分かります

土のうの設置



集中豪雨

浸水拡大



罹災証明書発行



家財道具の移動



要配慮者避難



待避施設への避難



床上浸水



家屋の消毒

区民	気象情報収集・浸水対策	要配慮者避難	自主避難	緊急避難	片付け作業
気象庁	気象情報の発表	注意報発表	警報発表		注意報・警報の解除
区	気象情報収集・発信	注意の呼びかけ	水防活動	救出・救護活動	消毒活動 罹災証明書の発行
警察・消防	気象情報収集	水防活動	交通規制(警察)	救出・救護活動	

想定される対策の流れ（内水氾濫[集中豪雨]）



第1章 初動計画

第1節 避難の原則

大雨等により内水氾濫の危険性が高まったときは、区からの避難情報に基づき、最新の浸水想定区域図で事前に確認しておいた想定される浸水深より高いところへ避難する。自宅において浸水深よりも高いところへ避難できない場合は、待避施設の浸水しない階へ避難する。

第2節 避難情報

1 避難情報の発表

区長は、気象情報や水位情報から内水氾濫が発生するおそれがある場合は、警察署長及び消防署長に連絡の上、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保を発令するとともに、速やかに都知事に報告する。特に、地下施設への浸水に対し、注意を喚起する。

2 警戒区域の設定

区長は、人の生命身体を保護するため必要があると認めるとき、警戒区域を設定し、当該区域への立ち入りを制限若しくは禁止し、又は退去を命ずる。

3 避難情報の伝達

避難情報は、区が警察・消防等の協力を得て、当該区民に対して迅速かつ的確に伝達する。伝達方法は、区防災行政無線、FMえどがわ及びJ:COM、エリアメール・緊急速報メール、広報車などにより行う。

4 警察における避難指示

浸水等の規模や態様等により、できる限り必要な部隊を配置し、区長が避難の指示をすることができないと認めるとき、又は区長から要請があった場合は、警察官が警察官職務執行法第4条に基づき、居住者等に避難の指示を行う。この場合、直ちに区、区民・事業所等のリーダーへ連絡し、必要な避難措置を講じる。

5 避難誘導

内水氾濫により避難する場合は、原則として、町会・自治会、自主防災組織が避難誘導を行うものとする。避難情報を発表した場合は、区、警察、消防が、町会・自治会、自主防災組織と連携して避難誘導を行う。

第3節 待避施設の開設

避難情報を発表した場合は、待避施設に職員を派遣し、開設及び誘導を行う。

対策の内容は、【震災編】応急復旧計画 第4章 第3節「避難所の開設・運営」に準拠する。

第4節 避難の解除

区長は、浸水の危険性が解消された場合、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保を解除する。

第2章 応急計画

第1節 救出・救護

1 警察の活動

(1) 救出・救護班の編成

警察は、避難誘導にあたる部隊のほかに、浸水想定区域内の区民に対し、避難を呼びかける部隊を編成するとともに、自署内の自主防災組織による救出・救護体制を確立する。

(2) 被害実態の確認及び部隊活動

災害発生後は、地域防災拠点、待避施設に避難できなかった人の情報を収集する。災害発生後、時間が経過し、区内への浸水が止まってから、救出部隊による救出・救護活動を行う。

2 消防の活動

(1) 水防活動

区内の河川水位が水防団待機水位となった場合や潮位が増加した際は、堤防や護岸を監視するとともに、防災関係機関との連携を密にして水防活動を実施し、被害の軽減を図る。

(2) 情報収集

避難情報が発表された際には、防災関係機関との連絡を密にし、情報収集に努める。また、災害の発生状況、消防活動状況等については、関係機関と情報共有を図る。

(3) 救出・救護

災害に対応した救助・救急資器材を活用して、組織的な人命救助・救急活動を行い、救助活動に建設資器材等が必要な場合は、関係事業者との協定等に基づく迅速な調整を図り、効果的な活動を行う。

救急活動にあたっては、消防団等との協力により現場救護所を設置し、行政機関、医療関係機関等と連携し、高度救急資器材を有効に活用して、傷病者の救護にあたる。

第2節 医療活動

1 初動医療体制

区は、江戸川保健所に医療救護活動拠点（健康部本部）を設置、区の災害医療コーディネーターを配置し、都及び区東部地域災害医療コーディネーターと連携して医療体制を構築する。

傷病者が多数発生した場合は、浸水を免れた緊急医療救護所設置予定箇所において、医師会等による医療救護班のトリアージ、都（消防）と連携した広域搬送を行う。

対策の内容は、【震災編】応急復旧計画 第3章 第1節「初動医療体制」に準拠する。

第4部 初動応急計画【風水害編】

2 防疫体制

区は、排水完了後に感染症等の予防として、被災地の消毒及び避難所での防疫指導を行う。
対策の内容は、【震災編】応急復旧計画 第3章 第5節「防疫体制の確立」に準拠する。

第3節 避難所の開設・運営

区は、浸水等により自宅に居住することが困難な区民に対し、避難所等を開設する。

避難所運営にあたっては、避難者による自主運営を基本とし、女性や要配慮者など避難者のニーズに合わせた運営を行う。

対策の内容は、【震災編】応急復旧計画 第4章 第3節「避難所の開設・運営」に準拠する。

第4節 交通路の確保

警察は、浸水の状況等を勘案して交通規制を行う。

区は、排水完了後に緊急道路障害物除去路線を優先に障害物を除去する。除去した障害物は区立公園等に設置した一次集積場所に搬入し、その後処理を行う。

各道路管理者は、それぞれが管理する道路の障害物の除去を行う。

対策の内容は、【震災編】応急復旧計画 第5章 第1節「交通規制」、第3節「道路障害物の除去」に準拠する。

第5節 要配慮者対策

1 要配慮者等の支援

高齢者等避難が発令された場合、次の対応を行う。

(1)在宅要配慮者の支援

民生・児童委員、自主防災組織及び町・自治会は、在宅要配慮者の安否確認及び避難支援を行う。

(2)医療要配慮者の支援

専門チームは、個別支援計画に基づき必要な支援を行う。

(3)園児等への支援

区立保育園及び区立幼稚園は、区による警戒宣言が発せられた場合、できるだけ早期に園児を保護者に引き渡す。引き渡しができない園児は、保護者に引き渡すまで保護を行う。私立保育園、私立幼稚園等についても、区は同様の対応を園に要請する。

一時保護所は、広域避難先候補施設と連絡をとり、避難受入れを要請するとともに、児童の移送手段の準備を始める。

対策の内容は、【震災編】応急復旧計画 第6章 第1節「避難行動への支援」に準拠する。

2 避難生活への支援

区は、各避難所の要配慮者の実態を調査し、必要に応じた支援を行う。

対策の内容は、【震災編】応急復旧計画 第6章 第2節「避難生活への支援」に準拠する。

3 福祉避難所での支援

区は、避難所での生活が困難な避難者に対して福祉施設等に福祉避難所を開設する。
対策の内容は、【震災編】応急復旧計画 第6章 第3節「福祉避難所での支援」に準拠する。

第6節 応援要請

区のみでは、応急復旧対策の実施が困難な場合は、都・他区市町村への応援協力・派遣要請、自衛隊の災害派遣、災害ボランティアなどの要請を行い対処する。

対策の内容は、【震災編】応急復旧計画 第8章「応援要請」に準拠する。

第7節 行方不明者の搜索・遺体の取扱・火葬

行方不明者が発生した場合、区は、警察、自衛隊と連携して搜索及び遺体の収容を行う。遺体は警察による遺体調査（検視）、都監察医務院等による検案等を経て、遺族に引き渡す。多数の遺体を収容する場合は、遺体収容所を設置して遺体への対応を行う。

火葬場（瑞江葬儀所）が浸水した場合は、都と調整を図り遺体の広域搬送及び広域火葬を実施する。

対策の内容は、【震災編】応急復旧計画 第9章「行方不明者の搜索・遺体の取扱・火葬」に準拠する。

第8節 物資・飲料水等の供給

区民及び事業所は、避難の際は家庭及び事業所内備蓄を活用するものとする。

区は、浸水のため住家を失った避難生活者に対し、飲料水・食料・物資等を供給する。地域内輸送拠点が浸水等により使用できない場合は、代替施設を確保する。

対策の内容は、【震災編】応急復旧計画 第10章「物資等の供給」に準拠する。

第9節 建物対策

1 住家被害認定調査・罹災証明書の発行

区は、住家等の被害認定調査を行い、「全壊・大規模半壊・中規模半壊・半壊・準半壊・一部損壊・被害なし」に区分し、罹災証明書を発行する。

なお、調査の迅速化を図るため航空写真等を活用し、流出した住家を把握するなど調査の迅速化を図る。

対策の体系と内容は、【震災編】応急復旧計画 第11章 第2節「住家被害認定調査・罹災証明書の発行」に準拠する。

2 被災住宅の応急修理

災害救助法が適用された場合、区は、自らの資力では応急修理ができない被災者に対し、住宅の応急修理を実施する。

第4部 初動応急計画【風水害編】

対策の内容は、【震災編】応急復旧計画 第11章 第3節「被災住宅の応急修理」に準拠する。

3 応急仮設住宅の供給

区は、住居を失った被災者のために応急仮設住宅を設置する。災害救助法が適用された場合は、都が実施する。

対策の内容は、【震災編】応急復旧計画 第11章 第4節「応急仮設住宅の供給」に準拠する。

第10節 衛生・清掃対策

1 トイレ・し尿対策

区は、浸水により自宅のトイレが使用できなくなった地区において、応急トイレ、仮設トイレ等の災害用トイレを活用する。

対策の内容は、【震災編】応急復旧計画 第12章 第1節「トイレ・し尿処理」に準拠する。

2 がれき処理

区は、緊急道路障害物除去路線を優先してがれきの撤去、区立公園等への仮置きを行う。その後、災害廃棄物処理実行計画を作成して撤去及び処理を行う。

対策の内容は、【震災編】応急復旧計画 第12章 第3節「がれき処理」に準拠する。ただし、【震災編】より一層の早期着手を要する。

第11節 交通・ライフライン施設の復旧

1 鉄道

鉄道事業者は、運行基準等に基づき速度規制又は運転中止を行う。また、駅等の出入口に止水板、土のう等を使用して防護にあたる。

2 ライフライン

ライフライン事業者は、あらかじめ定められた計画に基づき応急対応を実施する。

3 河川・内排水施設

河川管理者は、管内の河川施設を巡視、排水を行う。

第12節 区民生活の安定支援

区、関係機関は、被災者の生活を支援するため生活相談、義援金等の配分、その他法令等に基づく支援を行う。

対策の内容は、【震災編】応急復旧計画 第15章「区民生活の安定」に準拠する。

